

病院として、住民の理解をいただきお互い努力していきたい。

人間ドックの

病院利用を

林 博議員

問

住民の健康管理や病気の早期発見のため、年齢の幅を広げ住民総合健診が行われている。病院改革プランにおいて人間ドック、特定健診等の受診による増収をうたっている。病院で受ける事による良い面もあると考える。もっとPRし利用してもらった事も必要ではないか。

答

病院運営委員会並びに国民健康保険運営協議会の中でも国保ドックの関係は議論されており、もっとPRして利用していただくことを確認している。国保の人間ドックについては従来秋の時期に案内をしていたが本年は五月ごろをめぐりに案内をさせてもらい、年間通した形で受けられるようにしたい。

委員会報告

総務委員会

調査事項

標茶町過疎地域自立促進市町村計画について

調査日

平成二十年十二月一日

平成二十一年二月十六日

調査場所

標茶町役場 議員室

調査内容

一、標茶町過疎地域自立促進市町村計画について資料に基づき説明を受け、各委員から説明員に対し質疑を行う

二、今後の過疎法について委員間で意見を出し合った

調査の結果及び

委員会所見

過疎法は昭和四十五年に制定され、本町の過疎地域指定は昭和四十六年四月一日に過疎地域対策緊急処置法により地域指定を受け四

十年が経過した。

平成十二年度からの本町の過疎債総額は12億5、120万円で、主に、特定環境保全公共下水道・公共下水道で5億610万円と約半分に当る過疎債を充当し、住民の生活環境の整備及び環境保全の整備等を実施の経緯から行政及び町民にも欠かせない重要財源である。

過疎地域はわが国の豊かな自然や歴史・文化を有する、ふるさとの地域であり、また、都市に対して食料・水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多目的・公共的機能を担っている。過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心の寄り所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をして

いる地域である。

現行法は平成二十二年三月をもって失効するが現行法に変わる動きが現時点まで不透明である。

引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。今後、人口減少や税収入の減額などが予測され、十年毎の時限立法ではなく、恒久法として普及及び特別交付税制度に移行する、地方交付税制度の充実に向け、管内町村会及び地方六団体等で国に対し交付税化への移行を強力に推進・要望すべき時期に来ているのではないかと考える。

厚生文教委員会

調査事項

標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び標茶町障がい者保健福祉計画について

調査日

平成二十年八月八日

平成二十年十二月十六日

平成二十一年二月十二日

調査の結果及び内容

高齢者福祉計画、介護保険事業計画が第四期目、標茶町障がい者保健福祉計画が第二期目に入ることになり、加えて介護保険制度の三年に一度の見直しもあつて、住民福祉に大きな影響が出るものと判断し調査事件とした。

調査では、各計画の実績を検証し、また、各新計画の素案について説明を受け、それぞれ調査を行った。

調査結果及び委員会所見
介護施設のユニット化については今後の検討課題にし、取り組む必要がある。

・病院の改革プランで明らかにしたが、町立病院の削減した空きベッドを高年齢者、障がい者福祉に活用することを早急に具体化する必要がある。

・障がいを持っていても一般就労できる環境を整えると共に、就労継続支援施設での工賃を上げる努力をする必要がある。

・在宅支援のあり方について、今後検討していく必要がある。

・民間と公営の施設の利用料が違いすぎる面も含めて、高齢者を支えるために、民間に対する支援のあり方も今後の課題となる。

産業建設委員会

調査事項

農業分担金の状況について

委員会所見

酪農基盤整備のため、「国営農地開発事業」と「国営総合農地開発事業」が昭和四十六年度から平成十一年度にかけて実施された。国費合計で455億7、100万円が投入された。これに伴い事業によつて利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金が徴収されることになっている。その額は21億5、400万円である。事業費に対する分担金の割合は両事業平均で四・七%となっている。しかし、この分担金の未収及び滞納繰越が年々増加している状況である。この原因としては、離農後の滞納者の多くが生活

基盤が弱いこと、酪農経営の不安定化、高齢化が想定される。分担金の収納低下や滞納額の増加については、他の受益者や本町に比べて大きな負担となるものである。このような状況を解決するためには、滞納者の実態調査を継続し、支払能力のある者については収納対策を強化することが必要である。また、離農が滞納額の増加に影響を及ぼしているため、酪農の継続が重要な課題である。標茶町農業協同組合と十分な意見交換を行い、将来見通しを共有して組合員の減少対策を強力に推進するように働き掛けていかなければならない。さらには、受益者は分担金を公的な債権と認識し、優先して納入すべきであるし、周囲からも納入の重要性を呼びかけることも必要である。離農者には差押えも視野に対処すること。標茶町農業協同組合に対して今後とも組合員指導の徹底を要請するとともに、収納率向上に向けた協議を重ねて行くべきである。

新規条例の制定

標茶町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

介護従事者の処遇改善に伴う介護報酬改定による介護保険料の上昇を抑制し、被保険者の負担軽減を図るため、新たな基金を設置します。

条例の一部改正

標茶町事務分掌条例及び標茶町労働者福祉推進委員会設置条例の一部を改正

機構改革により商工観光課を廃止し、企画財政課に統合されます。また、旅券の発給事務が新たに住民課に加えられました。

標茶町振興条例の一部を改正する条例

これまで町外企業の誘致支援と町内企業の事業拡大支援を本条例で行っていたが、制度の見直しを行い、町外企業については投資金額を5,000万円から2、

500万円に引き下げ誘致を推進、町内企業については、本条例から切り離し、GOGOチャレンジシヨップ制度で支援されます。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

第四期標茶町高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、平成二十一年度から平成二十三年度までの三年間の介護保険料が、基準額（年額）で5万7、100円に改正されます。

意見書

次の三件の意見書を、国、北海道の各関係機関に送付しました。

意見書第一号

中山間地域等支払交付金制度の継続に関する意見書

平成二十二年度以降においても、現行の中山間地域等直接支払い交付金制度を堅持・継続すること要請した内容です。

意見書第二号

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書

次の三点を要望した意見書です。

一、病院の経営を安定させるために診療報酬を増額すること

二、一層の普通地方交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること

三、医療療養病床の維持と介護療養病床の存続

意見書第三号

北海道の自衛隊体制維持を求める意見書

北海道における自衛隊の体制を維持するよう要望した内容です。

議会日誌から

- 十二月十七日 広報調査特別委員会
- 十二月二十六日 釧路広域市町村圏事務組合議会
- 十二月二十六日 釧路公立大学事務組合議会
- 一月八日 広報調査特別委員会
- 一月九日 広報調査特別委員会
- 一月十九日 広報調査特別委員会
- 一月二十二日 広報調査特別委員会
- 二月九日 議会運営委員会
- 二月十日 産業建設委員会
- 二月十二日 厚生文教委員会
- 二月十六日 議会運営委員会
- 二月十六日 総務委員会
- 二月十七日 第一回臨時会
- 二月十九日 川上郡衛生処理組合議会
- 二月二十六日 釧路北部消防事務組合議会
- 三月三日 議会運営委員会
- 三月六日～十一日 第一回定例会



たのしいね はじめての学校



編集後記

新緑の季節をむかえ、トラクターの音が半
年ぶりに牧草地に響く時期となりました。
平成二十一年第一回定例会が三月六日招集
され、国が示した「地域活性化・生活対策臨
時交付金」を盛り込んだ平成二十年度補正予
算と、平成二十一年度予算案が原案どおり可
決しました。

町民のみなさまが安心・安全、そして快適
に暮らせる町づくりのため有意義に活用して
いただきますよう期待するものです。

さて、七十二号の発刊をもちまして今の広
報委員の編集は最後となりました。

みなさまに親しまれる「議会だより」に取
り組んできたつもりですがいかがでしたし
ょうか。昨年の秋から、今まで役場でしか閲
覧できなかった町議会の会議録を各公民館等
でも閲覧できるようになりました。議会だよ
りとあわせて是非ご覧ください。

二年間ありがとうございました。

- 〔文責〕 林 博
- 広報調査特別委員会
- 委員長 深見 迪
 - 副委員長 林 博
 - 伊藤 淳一
 - 川村多美男
 - 小林 浩